

令和3年度文部科学省行政事業レビュー行動計画

1. 行政事業レビューの取組体制

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、行政事業レビュー推進チーム（行政事業レビュー推進チームの設置について（平成25年4月26日大臣官房長決定）に定める文部科学省行政事業レビュー推進チームをいう。以下「チーム」という。）が実施主体となって取り組む。チームの体制は以下とする。

統括責任者：大臣官房長

統括責任者(代理)：サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

副統括責任者：大臣官房会計課長、大臣官房政策課長

メンバー：大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房国際課長、
大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、
総合教育政策局政策課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、
高等教育局高等教育企画課長、科学技術・学術政策局政策課長、
研究振興局振興企画課長、研究開発局開発企画課長、
スポーツ庁政策課長、文化庁政策課長、
国立教育政策研究所研究企画開発部長、
科学技術・学術政策研究所総務研究官

2. 事業所管部局による取組

(1) 事業の実態把握の内容及び方法

レビューの対象となる事業を所管する部局（外局を含む。以下「事業所管部局」という。）は、事業に係る全ての経費について国からの支出先（事務経費は除く。）及び支出額を把握した上で、国からの支出先について、可能な限り当該経費の用途及び金額を把握する。

なお、用途の中に、第三者への業務の委託や補助等が含まれている場合には、可能な限り当該委託等における用途及び金額を把握するものとし、補助事業等実績報告書など支出先から支出の内容が記された書面により調査確認するとともに、必要に応じ、実地で調査確認を行う。

また、使途の中に更なる委託等がある場合も同様とし、最終支出先の把握に努めるものとする。

(2) 事業所管部局による点検

① 行政事業レビューシートに記載

事業所管部局は、予算の支出先、使途、活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果を行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）に分かりやすく記載する。その際、事業にどのような課題（会計検査院、総務省行政評価局や財務省予算執行調査による問題点の指摘等を含む。）があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的に説明を行うこととする。また、事業の効果や効率化がどのように進んでいるかなど経年での変化についても記載することとする。

② 「基金シート」、「地方公共団体等保有基金執行状況表」及び「出資状況表」等の作成、公表

基金及び基金事業等を所管する事業所管部局は、「基金シート」、「地方公共団体等保有基金執行状況表」及び「出資状況表」等（以下「基金シート等」という。）の作成、公表により、透明性を確保する。特に、公益法人等に造成された基金については、余剰資金の有無等にかかる厳格な点検を行うこととする。

(3) 点検結果の概算要求等への反映

事業所管部局は、チームによる点検結果を、令和4年度予算概算要求及び令和3年度予算の執行に的確に反映する。

3. チームによる取組及び担当者

(1) レビューシート及び基金シート等の記載・点検

レビューの実施に当たっては、レビューシート及び基金シート等を作成するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表を行う。

レビューシート及び基金シートの作成に当たっては、チームの下に複数の「行政事業レビュー推進ワーキングチーム」（以下「ワーキング」という。）を置き、ワーキングは次のとおり、事業所管部局に対しレビューシート及び基金シートへの適切な記入や厳格な自己点検の指導を行う。

① 事業の目的、資金の流れ、費目・使途等について分かりやすく記載するよう指導する。

- ② 成果指標・活動指標については、定量的な指標設定が難しい場合、定量的な指標設定が困難な旨のみを記載するのではなく、必ず何らかの代替的な指標を設定するよう指導する。
- ③ 業所管部局の点検については、事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった具体的な内容を記載するよう指導する。

(2) 外部有識者による点検

チームは、外部性が確保され、客観的かつ具体的で厳正な検証となるよう、複数の外部有識者からなる行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、以下の点に留意しつつ事業内容の点検を求める。

- ① 必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保する。
- ② 外部有識者による点検が、外部検証として十分に機能するよう、外部有識者に期待される役割の周知徹底を図る。
- ③ 客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、外部有識者会合において外部有識者による点検の対象事業の選定の考え方について理解を得た上で、対象事業を選定する。
- ④ 点検は、外部有識者による事業所管部局へのTV会議等も活用したヒアリング又は書面審査を基本として実施する。
- ⑤ 外部有識者による所見欄の記載に当たっては、事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行う。
- ⑥ 指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行うとともに、関係事業所管部局に対し、外部有識者の所見を的確に令和3年度予算概算要求に反映しその結果をレビューシートの「所見を踏まえた改善点」欄に記載するよう指導する。

(3) 公開プロセスの実施

チームは、一部の事業について、公開性を確保するため、インターネットを活用した公開の場で外部有識者の参画を得て、以下の点に留意しつつ外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）を実施する。

- ① 公開プロセス対象事業については、客観性を向上させ、公開検証が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されるよう、外部有識者（内閣官房行政改革

推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を含む。②及び④において同じ。）から意見聴取等を行うほか、行革事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから選定を行う。

- ② 外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会や現地ヒアリングの機会を随時提供する。
- ③ 円滑かつ効率的な実施が行われるよう、行革事務局が示す運営要領を事前に公開プロセス参加者に周知徹底する。
- ④ 外部有識者のコメント及びとりまとめコメントには、事業の課題や問題点、評価結果の理由・根拠及び改善の手法や事業見直しの方向性が具体的に明記されるよう外部有識者に周知徹底する。

（４）外部有識者による講評

チームは、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けるものとする。なお、直接講評を行う外部有識者には、行革事務局が選定した外部有識者を必ず含め、講評の場に出席できない外部有識者については、書面等により講評を行う機会を設けるものとする。

（５）チームによる点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）のとりまとめ

チームは、ワーキングにレビューシート及び基金シートの厳正な点検を実施させるものとする。また、ワーキングの所見をとりまとめ、点検結果を公表する。

（６）チームの所見を踏まえた事業の改善状況の点検

ワーキングは、事業所管部局がチームの所見を踏まえてどのように事業の改善を行ったのか点検を実施する。その際、国民への説明責任を果たす観点から、その改善状況がレビューシートの「所見を踏まえた改善点」欄及び基金シートの「対応状況」欄に分かりやすく記載されるよう事業所管部局を指導する。

チームは、事業所管部局の事業の改善状況をとりまとめる。

（７）概算要求等への反映

チームは、チームの所見が翌年度の予算概算要求や予算執行への的確に反映されるようにする。また、反映状況や反映額等を取りまとめ文部科学省ホームページにおいて公表を行う。

(8) 行政事業レビューにおけるEBPMの推進

レビューにおけるEBPMの議論に資するため、行革事務局が示す実施要領に従い、ロジックモデルの作成・公表等を行う。

(9) 行政改革推進会議による検証結果の反映

秋の年次公開検証（秋のレビュー）における指摘事項（その他の行政改革推進会議の検証結果を含む。）について、予算等に適切に反映するよう指導する。

(10) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

チームは、優良事業改善事例を選定するとともに、これを参考として、積極的な事業改善を促す。なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を公表する。

(11) 各取組における担当者

上記(1)から(10)における各取組は、大臣官房会計課が事業所管部局の協力を得て実施する。

4. レビューの実効性向上のための取組

(1) 職員からの意見・提言募集

職員からの意見・提言専用の電話、メールアドレスを設置する。

(2) 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって、評価者等は、優良事業改善事例をはじめ、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業の見直しを行った場合、適切に人事評価に反映するよう努める。

(3) 政策評価等との連携

レビューは政策評価並びに経済・財政一体改革との連携に留意して取り組み、効果的・効率的な点検を実施するものとする。また、必要に応じてレビューの外部有識者会合と政策評価有識者会合議との合同会議を開催したり、政策評価担当部署による政策評価ヒアリングに参画したりするなど、政策評価との連携を図る。

(4) 研修の充実

階層別や職務経験別に会計研修を実施する。

会計研修には、民間企業で業務効率化やコスト削減に取り組む実務家等による講義を組み込むよう努める。

また、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、レビューに係る研修等を実施する。

5. 令和3年度の取組の主なスケジュール

4月中旬	点検対象となる事業単位の整理
5月中	外部有識者会合の開催 ・ 外部有識者点検対象事業の選定の考え方 ・ 公開プロセス対象事業候補の選定 など
6月中旬	公開プロセスの実施
7月上旬	レビューシートの中間公表
7月中～下旬	外部有識者による点検
7月末	基金シートの中間公表
9月上旬	レビューシートの最終公表 概算要求への反映状況の公表
9月末	基金シート等の最終公表